

千葉市告示第828号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年10月5日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	廃止年月日
(診療所)		
長沼眼科	千葉市稲毛区长沼町 312-5	令和5年9月1日
新宿外科医院	千葉市中央区新宿 2-16-13	令和5年10月1日
にじいろメンタルクリニック	千葉市中央区本千葉町 15-1 3階	令和5年8月31日
くらげ整形外科	千葉市花見川区幕張町 6-90-1 幕張メディカルスクエア 1階	令和5年4月30日
(薬局)		
メイプル薬局 京成稲毛店	千葉市稲毛区稲毛東 2-3-32	令和5年9月30日
タカダ薬局あおば店	千葉市中央区矢作町 828-5	令和5年9月30日